

原子力供給国グループ（N S G）における「インドとの民生用原子力協力に関する声明」の採択について（案）

平成20年9月16日  
原子力委員会

過日開催されたN S G臨時総会において、核不拡散条約（N P T）に未加入のインドに対する民生用原子力協力を容認する「インドとの民生用原子力協力に関する声明」（インド例外化）が全会一致で採択された。

我が国は、原子力基本法で、原子力の研究、開発及び利用を平和目的に限り、その成果を通じて人類社会の福祉の向上に寄与することを目的としている。これを踏まえて、原子力委員会は「原子力政策大綱」において、「我が国は、核兵器のない平和で安全な世界の実現のために、核軍縮外交を進めるとともに、国際的な核不拡散体制の一層の強化に取り組んでいく」とし、核軍縮に関しては、包括的核実験禁止条約（C T B T）の早期発効に向けた積極的な働きかけの継続と、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（F M C T）の早期交渉開始に向けた努力を行い、核不拡散に関しては、世界各国に I A E Aとの包括的保障措置協定及びその追加議定書の締結を求めるとしている。

インドは、N P Tを不平等条約として当初より参加せず、1960年代に輸入した原子炉技術をベースに独自に原子力研究開発を進め、現在17基、約4G Wの原子力発電所を運転中であり、高速増殖炉を含む6基、約3G Wの原子力発電所を建設中である。同国は核実験を1970年代及び1990年代に実施したが、その後は核実験に関する一方的モラトリアムを実施してきている。また、民生用原子力施設について I A E Aと保障措置協定を締結し、保障措置の下に置かれる施設に関する追加議定書への署名と遵守を約束し、濃縮・再処理等の機微な技術を有していない国に対するそれら技術の移転を控え、F M C Tの締結に向けて他の国々と協力する用意があると宣言し、国連総会において核廃絶に向けた核兵器禁止条約交渉へのコミットメントを表明している。これらの核軍縮・核廃絶と核不拡散へのコミットメントと行動を継続するインドの意思は、N S G臨時総会決定に先立つ同国外相による声明において、改めて明らかにされた。

今回のN S G臨時総会における決定は、これらのインドのコミットメント及び行動を前提として、人口が11億人で、一人あたりエネルギー消費量が我が国の1/8である同国が、国民の福祉の向上に向けたエネルギー供給の増大を地球温暖化対策に取り組む国際社会の動向と整合させつつ実現しようとしていること等を考慮してなされたものと認識する。

原子力委員会としては、我が国は今後とも各国と協働して核軍縮外交と国際的な核不拡散体制の強化を進めていくべきであり、その上で、インドがこの決定の趣旨を十分に尊重し、核軍縮・核廃絶及び核不拡散を希求する観点から責任ある行動をとることを引き続き強く求めていくべきと考える。

以上